

奈良県法定外税懇話会設置要綱

(目的)

第1条 奈良県法定外税懇話会(以下「懇話会」という。)は、各委員の専門的立場から幅広い意見を提供することにより、奈良県にとって望ましい法定外税の検討及び具体化を推進する。

(事業)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、各委員の専門的立場から多角的な検討を行う。

(1) 法定外税の導入に関する事項

(2) 前項に掲げるもののほか、懇話会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 懇話会は、前条に掲げる事業に関して学識経験等を有する委員6名により構成する。

(運営)

第4条 懇話会に座長をおき、座長は委員の中から互選により選出する。

2 座長は、懇話会を召集し、これを主宰する。

(意見の聴取)

第5条 座長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は、総務部税務課に置く。

(その他)

第7条 この設置要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

1 この設置要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行日以降最初に開かれる懇話会は、第4条第2項の規定にかかわらず総務部理事が召集する。

奈良県法定外税懇話会委員名簿

(五十音順)

職	氏 名
奈良県立大学教授 (地域創造学部)	^{う え の} 上 野 ^{ひるし} 紘
摂南大学教授 (法学部)	^{か な た に} 金 谷 ^{し げ き} 重 樹
大阪市立大学大学院教授 (経営学研究科)	^{し も ざ き} 下 崎 ^{ち よ こ} 千代子
弁護士 (あすか法律事務所)	^{な か も と} 中 本 ^{まさる} 勝
大阪学院大学大学院教授 (法務研究科)	^{み な み か わ} 南 川 ^{あ き ひ る} 諦 弘
大阪市立大学大学院教授 (工学研究科)	^{や ま だ} 山 田 ^{まさる} 優

(注) 印は座長